鹿屋市訓令第　2　号

鹿屋市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　4　月　1　日　　決　裁

鹿屋市事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市事務決裁規程（平成18年鹿屋市訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「農業研修センター所長」を「農業研修センター館長」に改める。

別表第２第２項中「アジア・太平洋農村研修村民族館に関すること。」の項及び「鹿屋市工業開発等促進条例（平成18年鹿屋市条例第148号）に基づく工場の特別措置に関すること。」の項を削り、「総合教育会議に関すること。」の項の次に次のように加える。

再編交付金等基金の処分に関すること。		○				
鹿屋ふるさと共創基金の処分に関すること。		○				
公有水面に関すること。	公有水面の埋立ての免許等に関する意見	○				
行政区域に関すること。	市の境界変更の申請	○				
	市の廃置分合又は市の境界変更における財産処分の協議	○				
	市の境界に関し争論があるときの知事の調停又は裁定を求める申請	○				
	市の境界に関する意見	○				
	公有水面のみに係	○				

	る市の境界に関する同意					
	市の区域内に新たに生じた土地の確認	○				
土地利用対策に関すること。	知事が監視区域を指定しようとするときの意見の決定	○				

別表第２第３項中「公有水面に関すること。」の項から「土地利用対策に関すること。」の項までを削り、「総合交通に関すること。」の項の次に次のように加える。

アジア・太平洋農村研修村民族館に関すること。	寄贈又は寄託を受けること。			○		

別表第２第17項中「公衆浴場利用料の助成に関すること。」の項を削り、「高齢者等はり・きゅう施術料助成事業に関すること。」の項を次のように改める。

高齢者福祉共通券交付事業に関すること。	高齢者福祉共通券の指定事業者の指定又は指定の取消し			○		

別表第２第20項を次のように改める。

20　農林商工部　農政課

事項		決裁区分				
大区分	中区分	市長	副市長	部長	課長	合議先
農業振興基金に関すること。	鹿屋市農業振興基金の処分		○			
農業振興地域の整備に関すること。	農業振興地域整備計画の策定又は知	○				

	事との協議（農地利用計画については同意を得ること。）					
	農用地利用計画の案の公告及び縦覧	○				
	異議申出に対する決定	○				
	交換分合計画の策定及び知事との協議（農地利用計画については同意を得ること。）	○				
	指定した用途に供すべき旨の勧告			○		
	指定したものと協議すべき旨の勧告			○		
	協定の締結又は変更の認可	○				
	協定参加のあっせん			○		
	協定の廃止の認可及び公告	○				
	協定の認可の取消し、取消しの通知及び公告	○				
	鹿屋農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画達成			○		

	のための指導、是正勧告等必要な措置					
	鹿屋農業振興地域整備計画に係る一般管理地域の利用計画変更			○		
	鹿屋農業振興地域整備計画に係る特別管理地域の利用計画変更	○				
	鹿屋農業振興地域整備計画に係る農業用施設用地に係る用途変更			○		
農業経営基盤強化促進に関すること。	農業経営基盤強化基本構想の策定、変更又は知事の同意を得ること。	○				
	農業経営改善計画の認定			○		
	農用地利用規程の認定			○		
	農業委員会の要請に基づく勧告			○		
	農業委員会の要請に基づく勧告に従わないときに協議を行う者を定め、			○		

	通知すること。					
	農用地利用規程の認定の取消し又は有効期間延長の承認			○		

別表第２第23項中「ビジネス支援オフィスに関すること。」の項の次に次のように加える。

鹿屋市工業開発等促進条例（平成18年鹿屋市条例第148号）に基づく工場の特別措置に関すること。	特別措置適用対象施設の指定又は指定等の取消し			○		税務課長
	特別措置を行うに必要な報告を求めること。				○	税務課長

別表第２第28項を同表第29項とし、同表第24項から同表第27項を１項ずつ繰り下げ、同表第23項の次に次の１項を加える。

24　建設部　都市政策課

事項		決裁区分				
大区分	中区分	市長	副市長	部長	課長	合議先
国土利用計画法に基づく土地売買等届出に関すること。	届出書に係る意見の決定				○	

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。